

(対県・対国要望事項)

皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について

(播但市議会議長会 提出)

市川・八家川・揖保川・林田川等の水質保全については、兵庫県下はいうまでもなく瀬戸内沿岸地域全体の水質問題へと繋がっており、これら河川等の環境保護は、人類の国際的課題となっています。

さて、皮革排水については、関係市町が運営する下水道処理施設で処理し、水質浄化に努めていますが、クロム等の重金属や獣毛等が多く含まれ、汚濁度が高い皮革排水処理には多額の経費を要しています。

本来、皮革排水処理経費は、原因者負担が原則ではありますが、皮革関連事業者の大部分が零細事業者であり、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増に加え、消費者の低価格志向による天然皮革の消費低迷、さらには原材料費の価格高騰など、業界を取り巻く経営環境が非常に厳しい中において、事業者処理経費の全額負担を求めることは困難な状況であります。

また、関係市町にとってもこれらの処理経費は、大きな財政負担となっており、行政運営に多大な影響を及ぼしています。

つきましては、皮革前処理場の設置経緯、業界の形態、経営状況並びに地域の実情をご賢察頂き、各前処理場等が瀬戸内地域全体の環境保全に大きく寄与している観点からも、抜本的な支援制度の改善が必要であり、下記の点について実現されるよう強く要望します。

記

(対国要望)

1. 皮革排水処理経費に対する特別交付税措置の継続 (総務省)
2. 皮革排水処理経費に対する財政支援制度の創設及び皮革産業振興施策の拡充 (経済産業省)
3. 前処理場及び兵庫西流域下水汚泥広域処理場の設備更新に対する支援の継続及び拡充 (国土交通省)

(対県要望)

1. 国による皮革排水処理経費に対する特別交付税措置の継続についての支援
2. 地域ブランドの確立に対する支援など体質強化に向けた総合的な振興施策の拡充
3. 国による皮革排水処理経費に対する新たな助成制度の創設についての支援
4. 皮革排水処理経費の軽減を図るため、兵庫西流域下水汚泥広域処理事業のより一層の効率的運営

(対県・対国要望事項)

特別な配慮を要する児童生徒の支援に係る教職員等の配置について

(阪神市議会議長会 提出)

発達に障害のある児童生徒への支援のニーズが高まってきており、一部の小中学校に「学校生活支援教員」が配置され、通級による指導が行われていますが、現状ではすべての学校をカバーできていない状況です。通常の学級に在籍するLDやADHD等、支援が必要な全ての児童生徒にソーシャルスキルや学習の機会を保障していくため、「学校生活支援教員」の増員が必要となっています。

医療的ケアを必要とする児童生徒については、国が教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケアのための看護師配置事業）を実施していますが、十分な状況ではなく、必要な場合には市独自の予算で配置している状況です。学校教育法施行令の一部改正に伴い、医療的ケアの必要な児童生徒が地域の学校を選択するケースも増えてきており、県立特別支援学校に準じて、「医療職員」を特別非常勤職員として派遣するなど措置を講じていただくよう要望します。

特別支援教育の推進にあたっては、通常学級に在籍しているLD、ADHD等の児童生徒への校内支援体制もより充実させていく必要があります。充実した特別支援教育を推進していくためにも、加配教員による「特別支援教育コーディネーター」の配置を要望します。

記

1. 通常の学級に在籍するLDやADHD等、支援が必要な児童生徒にソーシャルスキルや学習を保障するため、「学校生活支援教員」の増員を要望する。
2. 医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校にも県立学校に準じて「医療職員」の配置を要望する。
3. 特別支援教育を一層充実させるため、加配教員による専任の「特別支援教育コーディネーター」の全校配置を要望する。

※ LD…学習障害 (Learning Disability)

※ ADHD…注意欠陥・多動性障害 (Attention Deficit Hyperactivity Disorder)

(対県要望事項)

保育士の人材確保策について

(東播・淡路市議会議長会 提出)

現在、県下各市では、国の「待機児童解消加速化プラン」や、それぞれが策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「待機児童ゼロ」を目指して施設整備を行っており、各市における保育所等の定員は、大幅に増加しています。

一方で、保育所の入所枠を有効に増やしていくためには、保育士等の確保を同時に進めていく必要があります。しかしながら、保育士の処遇改善策や、既資格保有者の再就職促進支援、新規保育士資格取得支援等がまだまだ十分でないことから、保育士の確保は思うように進んでいないのが現状です。

中でも、保育士の賃金水準は、全職種の平均水準を大幅に下回っており、保育士資格を有しながら、保育所への就職を希望しない大きな理由の一つとして挙げられています。「厚生労働省調査(2013年)」によると、全国で保育士登録している者の64%が保育士として勤務していない現状となっています。

また、保育士の確保にあたっては、保育士の賃金水準はもとより、潜在保育士の活用や新規保育士資格取得支援策などの人材確保策も強く求められています。

平成29年度において、国及び県では、就労中の保育士の処遇改善や在宅の潜在保育士の復職支援等の施策を強く推し進めていただいておりますが、まだまだその効果は限定的と考えます。

このような状況の中、県におかれては、下記の事項について積極的かつ適切な措置を要望します。

記

1. 保育士の処遇改善のため、国の施策とともに、兵庫県独自の給与上乘せ施策を講じること。
2. 潜在保育士の活用のため、県下自治体が行う各施策に対し、財政的支援策の拡充を図ること。
3. 新規保育士資格取得希望者支援のため、県下自治体が行う各施策に対し、財政的支援策の拡充を図ること。

平成 29 年度兵庫県市議会議長会の主な行事予定

会長市：西宮市 副会長市：明石市、朝来市 相談役市：神戸市
理事市：西脇市、川西市 監事市：三木市、宍粟市

総会（第 253 回）

開催日時：平成 29 年 4 月 27 日（木） 13：30～

開催場所：伊丹シティホテル

報告事項：兵庫県市議会議長会事務報告

協議事項：(1) 部会提出議案について

(2) 次回開催市について

表彰

研修会

正副会長会（第 1 回）

開催日時：平成 29 年 6 月 7 日（水） 13：30～

開催場所：西宮市

出席市：西宮市、明石市、朝来市

協議事項：(1) 年間行事予定について

(2) 総会（第 254 回）について

監事会

開催日時：平成 29 年 7 月 12 日（水） 13：30～

開催場所：西宮市

出席市：西宮市、明石市、朝来市、三木市、宍粟市

協議事項：決算について

理事会（第 1 回）

開催日時：平成 29 年 7 月 12 日（水） 14：30～

開催場所：西宮市

出席市：西宮市、明石市、朝来市、神戸市、西脇市、川西市、三木市、宍粟市

協議事項：総会（第 254 回）について

総会（第 254 回）

開催日時：平成 29 年 7 月 26 日（水） 13：30～

開催場所：姫路キャッスルグランヴィリオホテル

報告事項：兵庫県市議会議長会事務報告

協議事項：(1) 部会提出議案について

(2) 次回開催市について

対県実行運動

開催日時：平成 29 年 8 月中（兵庫県知事選挙があるため未定）

開催場所：神戸市

参加市：西宮市、明石市、朝来市、姫路市・たつの市、芦屋市、加古川市
要望事項：皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について
特別な配慮を要する児童生徒の支援に係る教職員等の配置について
保育士の人材確保策について

対国実行運動

開催日時：平成29年8月17日（木）・18日（金）
開催場所：東京
参加市：西宮市、明石市、朝来市、姫路市・たつの市、芦屋市
協議事項：皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について
特別な配慮を要する児童生徒の支援に係る教職員等の配置について

市町正副議長研修会

開催日時：平成29年11月6日（月）13：00～
行き先：神戸メリケンパークオリエンタルホテル
講演：（仮）トランプ政権と日米関係～激動する国際情勢と日本の針路
講師：手嶋龍一氏（外交ジャーナリスト・作家）

正副会長会（第2回）

開催日時：平成29年11月14日（火）13：30～
開催場所：朝来市
協議事項：(1) 今後の行事予定について
(2) 平成30年度役員選考について
(3) 平成30年度予算編成について

理事会（第2回）

開催日時：平成30年1月23日（火）13：30～
行き先：明石市
出席市：西宮市、明石市、朝来市、神戸市、西脇市、川西市
調査事項：総会（第255回）について

総会（第255回）

開催日時：平成30年2月8日（木）14：00～
開催場所：舞子ヴィラ（神戸市）
報告事項：兵庫県市議会議長会事務報告
協議事項：(1) 平成30年度予算案について
(2) 平成30年度役員改選について
(3) その他

会長引継会

開催日時：平成30年3月30日（金）
開催場所：洲本市
参加市：西宮市、洲本市（次期会長市）

兵庫県市議会議長会の会長が就任する役職

	団 体 名	役職名	事務局・連絡先
1	兵庫県都市計画審議会	委 員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県都市計画課都市行政班 078-362-3578
2	(一財) 兵庫県高等学校定時制 通信制教育振興会	評議員	神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館内 078-361-8113
3	神戸空港利用推進協議会	幹 事	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所地域政策部 078-303-5800
4	兵庫県商工会連合会	—	神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県商工会連合会 総務課 078-371-1262
5	(一財) 兵庫県遺族会	—	神戸市中央区花隈町 28-14 兵庫県遺族会館内 078-341-2952
6	兵庫県農業会議	—	神戸市中央区下山手通 4-15-3 兵庫県農業共済会館内 078-391-1221
7	(公財) 兵庫県住宅再建共済基金	評議員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 同共済基金 企画管理課 078-362-9399
8	兵庫県地方分権推進自治体代表者 会議	—	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県市町振興課 078-362-3096
9	ひょうご安全の日推進県民会議	—	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県復興支援課 078-362-9832
10	兵庫県義援金募集委員会	委 員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県防災企画課 078-362-9870
11	地方分権推進連盟	委 員	東京都千代田区一番町 25 全国町村議会議長会内 03-3264-8181
12	近畿市議会議長会	支部長	交野市私部 1-1-1 交野市議会事務局 072-892-0121
13	全国市議会議長会	理 事	東京都千代田区平河町 2-4-2 全国市議会議長会事務局 03-3262-5234

意見交換議題（テーマ）

兵庫県市議会議長会

【テーマ名】

地域創生における議会の役割について

【テーマの趣旨】

わが国では、急速な少子高齢化に対応するための新たな社会システムの構築が求められており、地方においても活力ある地域を創生することが重要な課題となっている。

兵庫県下の各基礎自治体において、魅力的な地域資源の特色を生かした行政運営が求められる中、住民の代表として、また、二元代表制の一翼を担う議決機関としての私たち地方議会の果たすべき責務は益々重要となってくる。

【意見交換したい内容】

このような中で、多様化する住民ニーズをくみ取り、行政運営に対するチェック機能に加え、意思決定機関としての役割を十分に果たしていくために、各議会はこれまでも増して住民との意思疎通を図り、迅速かつ適切な施策の方向性を判断するための機能を強化していく必要があると考える。

- ① 県・市・町議会において、議会の機能を向上させるために具体的にどのような取り組みがなされているのかご教示願いたい。
- ② 議会の取り組みを広く住民に知っていただくための広報活動にどのような工夫をされているのかご教示願いたい。
- ③ 各議員においても施政に関する見識を深めるため幅広い調査・研究が必要である。各議員が調査力を高め、議会全体としての機能向上につなげるような取り組みがあればご教示願いたい。

【意見交換後の成果の活用】

県・市・町議会の取り組み状況をとりまとめ、共有するとともに、各議会でそれらを議会活動に生かしていく。

意見交換議題（テーマ）

兵庫県町議会議長会

【テーマ名】

持続可能な自治体運営のための、人口減少、少子化・超高齢化加速に対する具体的行動について

【テーマの趣旨】

「住み慣れた土地や町に住み続けたい」は、大多数の住民の思いであると思われるが、少子化、超高齢化が加速的に進み、人口減少が顕著な自治体において、限られた予算の中で将来に向けての持続可能な自治体運営のため、大きく舵を切る必要性が出てきている。その構想のひとつが、「コンパクトシティ」である。

このまま人口減少状況が進めば、空き家、耕作放棄地、限界集落問題が顕著になり、少子高齢化による車なし高齢者が増加し、日常生活困難者が増加する。コンパクトシティ構想により、サービス付き高齢者向け住宅を町の中心地や近郊に設置すると訪問介護の生産性向上も図られ、公共施設や商業地域の集約により、徒歩で移動できる街へ徐々に移行できる。

【意見交換したい内容】

1.少子化・超高齢化の進展・人口減少が顕著である多くの自治体において、将来にわたり持続可能な集落・自治体の在り様について、意見・アイデアを伺いたい。

<このまま放置すれば>

- ・スーパー等生活に必要な商業施設の撤退の加速＝買い物弱者の増加
- ・高齢化のピーク 2025（団塊世代75才以上）＝車なし高齢者の急増
- ・車依存の構造のままでは暮らしにくい＝通勤・通院・買い物等の際のアクセス、利便性の悪化
- ・インフラ施設整備、維持のコストの増大

【意見交換後の成果の活用】

意見交換で出たアイデアを利用して、持続可能な自治体運営や安心して暮らす社会環境、安心して働くための産業振興と雇用の創出に繋げる等、各議会で地方創生に積極的に係わっていく。

意見交換議題（テーマ）

兵庫県議会

【テーマ名】

高齢化の進展を踏まえた地域の元気づくりについて

【テーマの趣旨】

県は来年県政 150 周年を迎える。新しい兵庫づくりに向かって、地域の活性化に取り組んで行く必要がある。

兵庫県では「地域創生戦略」に基づき、人口対策などに取り組んでいるところであるが、高齢化の進展を踏まえた地域の元気づくりは、地域創生の実現に向けて取り組むべき重要なテーマの一つである。

行政としても、元気高齢者の社会参画や生きがいづくり・能力発揮への支援などに取り組んでいるが、高齢者の活躍を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心・快適に暮らすことが出来る地域づくりが必要である。

そこで、地域全体で高齢者が安心して暮らせる環境を整え、地域の元気づくりにつなげていきたい。

【意見交換したい内容等】

県議会サテライトゼミにおける意見を紹介しながら、高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりにつながるアイデア、また全県的に取り組める連携策について意見を伺いたい。

- (例) ①限界集落における高齢者と地元の大学生がふれあい、高齢者の体験を聞けるような機会づくり。
②元気な高齢者が地域の担い手として、地域活動で活躍できるような研修会の実施。
③高齢者の有業率をアップするためのPR。
④高齢者が引きこもりにならないような居場所の確保。
⑤高齢者が安心して受診出来る医療環境の充実。

など

【意見交換後の成果の活用】

意見交換で出たアイデアや実効性がある施策など、県当局に積極的に提案していく。また、財政支援や制度改正等が必要なものについては、国など関係機関へ申し入れを行う。

閉会中の常任委員会（地方開催）運営要領

1 目的

「閉会中の常任委員会」を各地域で開催することにより、広く県民に対し、県議会の役割や機能についての理解の促進を図ることを目的とする。

2 実施回数及び時期について

- (1) 原則、年4回とし、各委員会とも2年に1回は地方開催ができることとする。
- (2) 7、8及び11月の管内調査において実施する。
- (3) 原則として、管内調査最終日の午後を実施する。

3 実施地域及び場所

- (1) 管内調査の区分に準じた「阪神」、「東播・淡路」、「中播・西播」、「但馬・丹波」の4地域で実施する。
- (2) 市町議会、県民局の会議室及び市町等の会館等を使用する。

4 実施委員会

初年度は、分割開催のA日程（総務、産労、建設、文教）の4委員会において、各1回実施する。

5 課題選定

実施時期や地域性も踏まえ、閉会中の継続調査事件の中から選定の上、委員長が委員会に諮って決定する。

6 説明のため出席を求める者

委員会条例第14条に基づく、説明のために出席を求める関係部局長・課長等については、付議された課題の審査又は調査のため、必要な職員とする。

7 傍聴者

委員会傍聴取扱要綱第3条第1項の規定にかかわらず、10名を超える傍聴定員を決定できるものとする。

8 インターネット配信

県議会HPにおいて、後日、録画配信を行う。

9 その他

- (1) 地方開催を実施した委員会においては、当該月の県庁での閉会中の常任委員会
は実施しない。
- (2) 実施後、適当な時期に検証を行う。
- (3) その他、地方開催の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

29 年度閉会中常任委員会（地方開催）実施手順

5 月 16 日 議会運営委員会 了承事項

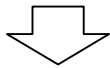
- (1) 運営要領を決定
- (2) 各委員会ごとの開催時期及び地域を決定

地方開催する委員会の開催時期及び地域を決定

委員会	時期	地域
総務	7 月	但・丹
産労	8 月	西播
建設	11 月	東播・淡路
文教	11 月	阪神

6 月定例会後 正副常任委員長会議

各委員会ごとの開催時期及び地域を確認

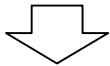


各常任委員会での開催準備

<時期・地域性も踏まえ、地方開催の閉会中委員会の継続調査事件を当てはめ>

- 総務・・・ 7 月 例)「県民の参画と協働の推進」
- 産労・・・ 8 月 " 「ものづくり産業の活性化」
- 建設・・・ 11 月 " 「港湾・海岸事業」
- 文教・・・ 11 月 " 「高等学校教育の推進」

<地方開催の日時、場所、視察先を調整、当局出席者の調整、開催の広報等>



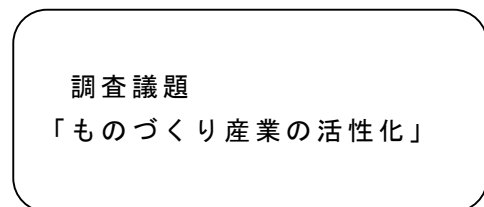
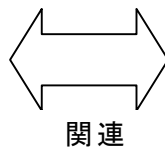
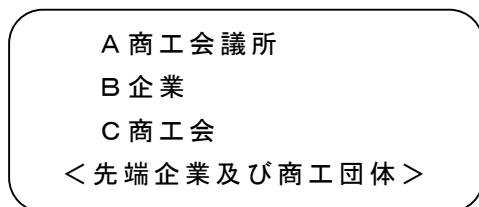
地方開催を実施する管内調査

- 1 1 日目～2 日目（3 日目）午前まで 通常の調査
- 2 最終日の午後【約 1 時間半】 閉会中の常任委員会

【基本イメージ（下記を基本としつつ、具体の運用は各委員会が決定）】

視察先

閉会中委員会（例：産労）



傍聴

傍聴

視察先と関連した議題のため、
委員会傍聴の参加が望める。

一般市民、地元議会、行政

西宮市議会基本条例（抜粋）

（役職者の職務）

第 6 条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成 6 年西宮市条例第 3 4 号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。

西宮市議会基本条例施行規程（抜粋）

（議長、副議長の役割）

第 4 条 議長は、条例第 6 条第 1 号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

(1) 評価

- ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。
- イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価（委員会の活動状況を点検することをいう。）を行うこと。

(2) 管理

- ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。
- イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。

2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。

- (1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表として、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。
- (2) 危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。

平成 29 年 3 月 31 日

西宮市議会議長

岩 下 彰 様

議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議座長

大川原 成彦

議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議 会議結果報告

本検討会議は、議員の長期欠席及び早退等の取扱いについて調査・研究するために設置された会議です。

第1回目の検討会議を平成28年12月15日に開催して以来、これまで5回にわたり検討会議を開催してまいりましたが、第5回目の検討会議を平成29年2月15日に開催し、同日の会議をもって、本検討会議における調査・研究を終えることとなりました。

以下、これまでの調査・研究事項等について御報告申し上げます。

記

1 沿革・設置

本検討会議は、平成28年5月17日開催の議会運営委員会において委員から病気療養による欠席及び早退にかかる取扱いについて協議すべきとの意見が提起され、本件課題を協議するための検討会議を設置することが確認されことに伴い、「議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議設置要綱」（資料1）に基づき、調査・研究を行うこととなったものです。

2 正副座長・委員

平成28年12月15日に第1回目の検討会議を開催し、互選により、座長に大川原成彦

委員を、副座長に篠原正寛委員をそれぞれ選任しました。委員構成は次のとおりです。

座長	大川原 成彦	(公明党議員団)
副座長	篠原 正寛	(政新会)
委員	佐藤 みち子	(日本共産党西宮市会議員団)
委員	中尾 孝夫	(市民クラブ改革)
委員	福井 浄	(維新プラス)
委員	山口 英治	(公明党議員団)
委員	よつや 薫	(無所属)
委員	わたなべ 謙二朗	(会派・ぜんしん)

3 本検討会議の運営

本検討会議の運営にかかる基本方針については、本検討会議の設置の際、あらかじめ議会運営委員会において、本検討会議の調査・研究の対象となる「早退等」とは早退、遅参及び中抜けであること、本検討会議の議事録を作成すること、また、本検討会議における調査・研究はおおむね年度内を一つの目途とすることなどが確認されました。

また、本検討会議の運営にかかる諸事項については、平成28年12月15日開催の第1回目において協議し、会議の傍聴や会議予定日等の広報、議事録の公開など、本検討会議の運営に関する事項については委員会に準ずる取扱いとすること、並びに、無所属の委員は無所属議員間の連絡係となることなどを取りまとめました。

4 開催日及び協議事項

資料2のとおり。

5 主な協議事項

長期欠席及び早退等の取扱いについての協議の概要は次のとおりです。なお、委員から出された御意見については、本検討会議における発言に即して記載しています。

(1) 早退等について

現在、本会議や委員会等への出欠においては、①出席②欠席③遅参という概念しかないところ、さらに早退・中抜けという概念を付加することについて協議したところ、次のような御意見がありました。

① 本会議や委員会等への出欠状況に早退という概念を付加することについて

- ・ フルで出席した者と顔だけ見せて帰った者とを同等に扱わないためには早退という概念を決めたほうが便宜上よいのではないか。
- ・ 議会基本条例においてありのままを公開しようとの方向が確認されていることから、周知するかどうかは別として記録には出席・欠席に加えて遅参・早退も載せるべき。
- ・ 議員活動に対する事後評価の一つの目安になるため記録に残すべき。
- ・ 早退については遅参と同様に扱うべき。
- ・ 現在、常識の範囲でどうしても辛抱できなければ帰るなどの選択をしているわけで、今のところ大きな問題もないのに、あえて早退という概念を付加することはないのではないか。
- ・ 早退についても周知をはかるため、理由まで含めるかどうかは別としても議長や委員長から報告すべき。

など

② 同じく、中抜けという概念を付加することについて

- ・ 朝は在席していたにもかかわらず長時間中抜けした後に最後だけ出席しているようなケースはレアケースであり、時の良識で議長が事情を聞くなり注意するな

りという方法で解決すればよいのではないか。

- ・ 参加に値しない出席などに対しては中抜けという概念があってもよいし、何らかのペナルティーがあってもよい。
- ・ トイレや意図的離席も含めて会議途中の出入りは往々にしてあることであり、議員の良識で判断すべきで、あとは議長が秩序保持権でもって対処すべき。
- ・ 途中で出入りがあるのは往々にしてあることであって、いろんなケースがあり、早退や中抜けについて定義するのは不可能に近く、定義したとしてもアンバランスなものになるため、概念を付加する必要はない。
- ・ 現在、何か支障を来しているわけではなく、各位において良識の範囲で動いており、現状のままでよい。

など

また、何をもって早退とするのか、早退と離席をどのように線引きするのかについて協議したところ、次のような御意見がありました。

- ・ 離席して戻るつもりであったのにそのまま閉議した場合は結果的に早退になるのではないか。
- ・ 長くなる離席はあらかじめ想定できると思われるため、長時間の離席が想定される場合は届け出る形にすれば、終わりの時点で区別しなくてよいのではないか。
- ・ 遅参と同様、早退についても届け出ることにした上で、レアケースについては時の議長が判断してはどうか。
- ・ 万々やむを得ない理由のときだけ離席するのであり、いろいろなケースがあっても非常に定義しにくいために議員の良識に任されていることから、現状のままとすべき。

など

③ その他

このほか、関連事項について調査・研究する中、都市行政問題研究会（全国市議

会議長会)における「分権時代における新しい議会運営のあり方」に関する研究成果として、平成14年2月に「分権時代における新しい市議会会議規則」がモデル案として報告されており、同モデル案に関して次のア及びイが明らかになりました。

なお、標準市議会会議規則については、これらが反映されておらず従前どおりとなっています。

ア 遅刻・早退について

本市議会会議規則及び標準市議会会議規則においては「欠席」に関して届出義務が課されているところ、モデル案においては欠席に加えて「遅刻」及び「早退」についても届出義務が課されており、他市ではこれを参考に会議規則を改正した事例もある状況です。

イ 離席について

本市議会会議規則及び標準市議会会議規則においては「みだりに離席してはならない」旨が規定されているところ、モデル案においては、訓示的規定は極力省くべきとの趣旨から、かかる規定が削除されています。

また、遅参や早退と議員報酬との関係について全国市議会議長会に対して聞き取りを行ったところ、遅参や早退により提供されなかった役務の度合いを数値化して報酬に反映させることは難しく、例えば離席時間を累算して会議1日相当分になれば欠席1日分とみなし、その分の報酬を減額する方法などもあるが、現実的ではないとの見解を得ました。

(2) 長期欠席について

本件協議においては、次のような御意見がありました。

① 現在の運用における問題点について

- ・ 議長経験者からの「議長が当該議員に話をしようにも、何らかの申合せがないと議論がかみあわない、あるいはそういう話にならないことがある」との体験談

を踏まえると、議長と長期欠席議員とが面談するためのルールがないことや、議長や会派から何らかのアクションを起こすための根拠になるものがないことが問題である。

- ・ 議員としての責任を全うするための自覚を促すために何らかのルールが必要ではないか。
- ・ 出欠進退は自ら決めるとの理想が必ずしも働かない場合には道義的な問題が生じてしまう上、減額措置がなければ大病の場合は逆に責任感のある人ほど良心の呵責により辞職が早まる一面があることや、長期欠席に対して当該議員自身または市民がどう思うのかという問題とは別に議会としてどう思うのかという基準を示しておくべきではないか。
- ・ 今のところ議会としての対応に問題があるとは思えない。
- ・ ルールにおいてはこういった機微に触れるようなことに踏み込むべきではなく、後追いのような形にはなるが、そういう状況になったときにこういった会議で何か手を打つことを検討すべき。
- ・ 非常勤特別職への報酬というのは、役務の提供への反対給付であるという点において原則日当制であり、理屈上は福島県矢祭町で実施されている日当制が一番正しい。本来日当制にするべきであるが、国会議員のまねをして月給制にしたり期末手当を支給できるようにしているところにギャップがあり、その部分を整理すべき。

など

② 長期欠席とは本会議や委員会等への出欠状況をもって判定すべきかについて

- ・ 本会議と委員会さえ出ていれば議員として事足りるかという議論ではないが、逆説的にそれらなくして議員として成立しないという意味から長期欠席の判断の土台になるべきであり、それ以外のことは判定しづらい。
- ・ 議員によって働き方が異なるため何をもって長期欠席とするかについての定義が困難である。

- ・ 客観的に判断できるものは本会議及び委員会の出欠しかなく、長期欠席については除外規定を創設した上で本会議や委員会への出欠状況とすべき。
- ・ 長期の欠席とは、欠席を積み重ねた結果、長期という概念になるのであり、長期欠席という概念は乏しい。

など

③ 議員が定例会及び委員会を長期に欠席した場合、どのような措置が執られるべきかについて

- ・ 自主的に辞職すべきとの大前提のもと、個別対応が必要であれば期末手当の減額も含めて検討すべき。
- ・ 一般市民からもいろいろな意見がある中、長期欠席議員に対する満額支給を疑問視する意見も一定あると思われることから、報酬や期末手当について支給制限が必要ではないか。
- ・ 定例会や委員会への出席は議員の基本的責務であるためそれが果たせない場合には報酬や期末手当について減額した上で、減額割合については議員の責務のうち定例会や委員会への出席が占める割合に応じるべきであり、その割合は議論により決めるものである。
- ・ 住民には議員の解職請求が法的に保障されているとの御意見はもっともだが、議会としてどう考えるのかということに対する一定の答えが今はなく、また市民が許さないということではなく議会としてそれを許してはいけないというところに立つべき。
- ・ 議員は非常勤であるため報酬減の概念に乏しく、ルール化するのではなく良心に従ってやっていくのが一番妥当である。
- ・ 議員は社会的常識や道義的責任に関しては高いものを求められており、長期欠席により具体的に議員活動ができない時点で自ら辞職するしかあり得ないため、個人の判断に委ねるべき。
- ・ 何らかの働きかけは必要だが、現在既に議長による欠席議員への事情聴取など

が行われているため、現状でよい。

- ・ 本人の自覚が第一であり、それがなさそうであれば議長が意向確認に行くようなことをしてもよいのではないか。
- ・ 報酬削減のかわりに休業保険のような制度を設けるべき。

など

このほか、長期欠席議員には減額支給することとしたとしても、減額後も報酬を支払うのであって、役務の提供がないのに支払うことに矛盾があるような気がするとの御意見に対しては、仮に半額でも支払うのはおかしいというのはもっともだが、満額支払うことのほうがもっとおかしいのではないかと御意見がありました。

④ 長期欠席を理由に議員報酬・期末手当・政務活動費の支給制限を行うべきかどうかについて

ア 議員報酬について

- ・ 結論ありきではなく、基本的な部分として報酬は議員の存在に対するものであるため、長期欠席だから報酬減との考え方ではない。
- ・ 長期に欠席することは議会基本条例に規定された責務を完全に果たせていない状態であるため、支給制限を行うべき。
- ・ 本人が申告した期間の報酬を停止するような制度を設ける方法もあるのではないか。
- ・ 問題となるサボタージュに対しては懲罰規定をもって対処すべき。
- ・ 365日議会に来るだけが議員活動ではなく、自ら勉強したり政務活動費を利用して研修に参加するなど、それぞれが自己研鑽しており、事務所を設け、雇用した臨時職員に仕事をさせている場合もあるため、四角四面にやることなく、それぞれで判断すればよい。

など

イ 期末手当について

- ・ 地方自治法上、期末手当は「支給できる」との規定であり、支給できるということは支給しなくてもよいとのことであるため、議員報酬ではなく期末手当を対象として考えるのも一つではないか。
- ・ 議員の期末手当は期末勤勉手当ではなく、また非常勤の議員に期末手当を支給することは疑問であるというような解説もあることからすれば、なかなか議論が難しい。

など

ウ 政務活動費について

- ・ 返還可能であるため切り離して検討すべき。
- ・ 役務の提供への対価ではなく補助金であるため別問題である。

など

⑤ その他

このほか、関連事項について調査・研究する中、全国市議会議長会に対して聞き取りを行ったところ、次のア及びイのとおりのお見解を頂戴することができました。

ア 長期欠席により議員報酬・期末手当・政務活動費を支給制限することについて

欠席を理由に支給制限することは理解できるが、政務活動費は役務の提供への対価ではなく、欠席をもって政務活動もしていないと考えることには疑義もあり、政務活動費まで支給制限をすることに理論的根拠を用意するのは難しいのではないかと。

イ 議員報酬の日当制について

日当制が果たして西宮市議会議員の実態に即しているのかが論点となるほか、日当制のもとで適切に議員活動できるのかどうかについては検討が必要である。

(3) 長期欠席や遅参・早退・中抜けに関する具体的な提案について

前項「(2)長期欠席について」において、長期欠席を理由に議員報酬・期末手当・政務活動費の支給制限を行うべきかどうかについて協議する中で、「現状に対し何らかの変更を加えるべき」との立場に立つ委員において具体的な提案が可能な場合は、意見を用意することとなり、次の2案が提案されました。

【 提案 1 】

- 1 毎年、12月～5月までの量的評価を6月に、6月～11月までの量的評価を12月にそれぞれ行い、期末手当に反映させる。
- 2 当該期間の出席義務のある会議（定例会及び委員会が原則）の合計時間の50%を切った場合は減額対象とする。合計時間の50%を計測するのが難しい場合は遅参、早退した場合、その日の時間を半分とする方法等で対応する。
- 3 減額の幅や決定方法は議会運営委員会に報告後、設計が必要となった段階で詳細を決める。
- 4 在・不在の時間を明確にするため早退という概念を設定し、遅参と同等に諸事項を定める。
- 5 議長は欠席が多い者に対して現状と今後の見通しを聴取する。
- 6 以上を体系的に整理するため、関係条例を制定する。

（ 提案 1 に対する意見等 ）

- ・ 提案に同意。
- ・ 減額の対象が期末手当という点では同意見であり、それが地方自治法の趣旨でもあるのではないかと。
- ・ 細かい部分については多少意見が分かれるところがあるとは思いますが、賛成。
- ・ なぜ期末手当なのか、なぜ6箇月ごとの評価なのか、なぜ50%なのか、なぜ議員報酬や政務活動費は減額しないのかなどの理由に関する説明がなく、理屈・合理性・妥当性・納得性に欠けているように思われる。

- ・ 議員の仕事は定例会や委員会への出席だけではなく、生活相談や勉強会への参加、視察など多岐にわたっており、議員の仕事とは何かという判断が大変困難であるため、定例会や委員会への出欠状況だけでこういったことを決めるのは余りにも乱暴ではないか。
- ・ 議員の仕事は定例会や委員会への出席だけではないというのはその通りであって、だからこそ議員報酬ゼロ・期末手当ゼロではなく、期末手当を対象とし、さらにその全部ではなく一部を減額する措置とすべき。
- ・ 報酬等の減額により、減額されても議員であり得るとのお墨付きを与えるようなことになるのではないか。
- ・ 減額することで中途半端に延命させるのではないかというのであれば、逆に長期欠席議員には必ず辞職勧告するという提案をすべきではないか。
- ・ 「議会活動の範囲を明確にするため」に設けられた地方自治法第100条第12項^(※)が法としての一応の手立てであり、法定外の会議についても公のものとするには、会議規則に盛り込む必要がある。

^(※) 地方自治法第100条第12項 「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」

など

上記意見・質疑等に対し、提案者からは、客観的に計るものはそれらへの出席しかなく、また、本検討会議において出された「議員報酬よりも期末手当のほうが減額になじむのではないか」というような他の委員の考えを受け、当初は議員報酬と期末手当の両方を対象に考えていたところ期末手当のみを対象に提案したものであるなどの説明がありました。

【 提案 2 】

1年間の猶予期間を設け、それを踏まえた上で、半年ごとの見直しという形で長期欠席議員と正副議長とが話し合う中で議員報酬や期末手当等についての考え方を捉えていく。

(提案2に対する質疑応答)

[質疑] ・ 何らかの取扱いを始める時期や期間は別の議論だとしても、連続もしくは多々欠席する人には期末手当なり何らかの減額があるという方向であるという御意見だと理解してよいか。

[応答] ・ その通り。ただし、その場合の対象をどうするのかという細かい部分についてはまた協議するべき。

など

上記提案2件に関する協議の結果は以下のとおりとなり、意見の一致を見ませんでした。

- ・ 提案1 …… 提案委員1名・賛成委員3名
- ・ 提案2 …… 提案委員1名
- ・ 現状のままでよい …… 委員2名

6 おわりに

早退等に関する協議については、中抜けや遅参との関係も含めて、その周知及び記録の是非ならびにその方法などについての協議を行ったものの、具体的な提案には至りませんでした。

長期欠席に関する協議については、前述のとおり、「現状に対し何らかの変更を加えるべき」との意見と「現状のままでよい」との意見に分かれ、前者の委員からは具体的な方策の提案もありましたが、意見の一致を見ませんでした。

以上をもって長期欠席及び早退等の取扱いにかかる調査・研究を終了することとなりましたので、その結果について、このとおり議長に御報告申し上げます。

以 上

■資料 1

議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市議会に、議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会議は、議員の長期欠席の取扱い並びに本会議及び委員会における議員の早退等に関する事項について調査及び研究を行うことを目的とする。

- 2 検討会議は、調査及び研究の結果を議長に報告するものとする。
- 3 議長は、前項の報告内容を速やかに、議会運営委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員の定数は8人とする。

- 2 検討会議の委員は、議長が指名する。
- 3 委員は、委員を退任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(運営)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、次条に規定する検討会議において、委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会議を代表し、その業務を統括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議の意思決定は、検討会議において行う。

- 2 検討会議は、座長が招集し、その会議の議事運営を行う。ただし、座長及び副座長を互選する検討会議は、議長が招集する。
- 3 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、公務その他のやむを得ない事由により検討会議に出席できない場合は、代理の議員を検討会議に出席させることができる。この場合において、委員は、あらか

じめ座長の許可を得なければならない。

- 5 議長及び副議長は、必要があるときは、検討会議に出席し、発言することができる。
- 6 委員でない議員から発言の申し出があったときは、座長は検討会議に諮り、その可否を決める。
- 7 検討会議は、原則公開する。

(調査及び研究)

第6条 委員は、第2条に規定する事項を、自ら調査及び研究を行うとともに、検討会議の一員として、検討会議での合意事項に従い、活動するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、検討会議において定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年12月15日から実施する。
- 2 この要綱は、議会運営委員会において、議員の長期欠席及び早退等に関する取扱いが決定された日をもって、その効力を失う。

■資料2 議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議開催状況

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
1	平成28年12月15日	1 正副座長の互選 2 委員席の指定について 3 本検討会議の運営について 4 その他	0:50	13:02 13:52
2	平成28年12月27日	1 議員の長期欠席及び早退等について	1:56	15:00 16:56
3	平成29年1月16日	1 議員の長期欠席及び早退等について	1:42	10:00 11:42
4	平成29年2月2日	1 議員の長期欠席及び早退等について	1:43	14:59 16:42
5	平成29年2月15日	1 議員の長期欠席及び早退等について	1:21	10:00 11:21

(会議時間合計)

7:32

課題事項の整理について

(1)「議会運営委員会を会議体とするもの」(合計点数順)

項目番号	課題事項	提案会派等	説明など	合計点数	
				(積)	(和)
1	本会議場使用のルール作り	政新会	今後は各催しなどに本会議場を活用すべきだと思うが、そのためのルール作りが必要。	960	20
2	禁足について	政新会	人事協議中などの休憩中の禁足について厳格に決めた方がよい(過去に帰ってしまったという事例があったと記憶している)。	720	19
3	本会議、委員会における短縮可能な内容について	政新会	・単独日の提案理由説明 ・議事録に記載されない予算・決算 詳細の読み上げ	600	19
4	議会開会中の市立学校園の卒業・卒園式への参列に関する申し合わせについて	市ク改	—	540	19
5	休会の名称について	政新会	意味不明な議案熟読休会	360	17
6	管内視察の位置付けについて	正副懇談会	管内視察は委員会の休憩中に行われ、報告書も作成されていない。管外視察と同様の位置付けで実施するなど、議論・検討すべきではないか。	300	18
7	現在、控室に置かれる資料の配布方法について	ぜんしん	芦屋市議会では控室の入り口に書類入れ棚があり、そこに配布されている。	180	16
8	管外視察の残された課題について	正副懇談会	職員の旅費規程を準用する現在のやり方では、旅費の起点など課題が残されており、これらを解消できるよう検討すべきではないか。	180	16
9	視察の残された課題について	正副懇談会	委員の任期は5月末までであるが、予算執行上4月～5月は視察ができないため、何らかの方法で解消すべきではないか。	160	17
10	議員への審議会委員報酬の廃止	共産党	—	120	15

項目番号	課題事項	提案会派等	説明など	合計点数	
				(積)	(和)
11	関連質問について	正副懇談会	<p>関連質問は、ガイドラインで「他者の質疑を聞いて生じた疑問を質す」と定義されており、自身の質問が終了した後に行われるのが原則であるが、集中質疑の意味合いで、まだ質問していない議員が「関連質問」の言葉を用いて質疑する事例があった。</p> <p>委員長の議事整理の範囲で、認めることも可能である旨、ガイドラインにも何らかの記載をしておくほうが良いのではないかと。</p>	90	15
12	公民館・市民館等に市議会議員の市政報告の際の会議室使用料の減免制度があるが、それを存続させるかどうか	ぜんしん	—	64	14
13	視察報告書の様式について	正副懇談会	<p>視察報告書の書式が統一されていないため、市民の方が見やすいよう、書式を統一した方が良いのではないかと。</p>	45	14
14	委員会でお茶のポットを置いているのはいかがでしょうか	ぜんしん	—	36	12
15	常任・特別委員会の正副委員長の報酬加算の廃止	共産党	—	20	12
16	議長車の見直し	維新プ	<p>リース契約終了後、その都度ハイヤーを配車する委託に変更すべき。</p>	12	10
17	本庁・議会棟連絡通路のオートロックドアの廃止	共産党	<p>市民に開かれた議会と逆行する。市民が自由に議会を訪れることができるようにすべき。</p>	5	10

課題事項の整理について

(2)「検討会・PT等を会議体とするもの」(合計点数順)

項目番号	課題事項	提案会派等	説明など	合計点数	
				(積)	(和)
1	議長任期、監査委員任期について	公明党	本来は、1期4年が実質的には、慣例で1年交代で順に会派バランスなどを背景にまわしているが、「連続任期を2年以内とする」に変更する。	640	20
2	災害時の議会BCPの再構築について	公明党	—	360	18
3	政務活動費の事後精算方式への見直しについて	維新プ	事後精算方式に変更すべき。	150	17
4	タブレットの利用制限について	公明党	—	144	15
5	通年会期について	市ク改	毎月、各常任委員会が開催されている現状から、通年会期について研究する必要があるのではないか。	96	14
6	常任委員会の数について	ぜんしん	現在の5委員会体制を維持すべきかどうか。「会派・ぜんしん」として4委員会体制に戻す方向で検討すべきと考える。	80	15
7	市議会議員にかかる資産公開条例制定について	公明党	政治倫理の確立のため	80	15
8	議員定数について	ぜんしん 維新プ	今任期の初年度、長期病欠のため出席者が40名であることが多かったが、運営上問題が見られなかった。定数について、再度議論すべきと考える。 行政側にコスト削減を求めるからには、議会としても取り組むべきである。(ぜんしん) 削減すべき。現状40人で問題なく運営できている。(維新プ)	75	16
9	政務活動費の按分(ガソリン代・携帯電話代)の見直しについて	共産党	私的・公的使用の区別がつきにくく、市民にわかりにくい。	40	13
10	会派の人数要件について	ぜんしん	—	30	13

ペーパーレス化の検証について 【アンケート集計結果】

問 1 タブレット導入によるペーパーレス化を実施したことによるメリットはありましたか。下記から選択してください。(複数回答可)

【回答】

	項目	人数/38人	備考
①	書類の整理が楽になった。	14人	あまり意識していません。
②	資料の持ち運びが減った。	17人	
③	タブレットで資料探しが簡単になった。	16人	とても助かっています。
④	他の委員会の資料を容易に閲覧できるようになった。	28人	とても助かっています。

⑤	その他意見		
<p>(気になる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレットの充電に気を付ける。 ・資料にチェックやメモを残したいときに、ペーパー資料の時より思うようにできない。 			
<p>幾分タブレットでの閲覧など慣れてはきましたが、複数の資料にまたがる場合、操作をしている間に、議事や説明等の進行が進み、聞き漏らすことが多くなり、不便さを感じました。その結果、資料の持ち込みは減ることはありませんでした。</p>			
<p>ペーパーレス化を強調するあまり、本会議場におけるペーパーでの活用ができない。タブレットでは書き込みがわずらわしい。</p> <p>特に、本会議2日目の「一般質問通告書」及び「一般質問資料」はペーパーで必要と考える。</p>			

<p>一般質問資料はタブレットでは見にくいので紙資料の方が良い。</p> <p>質問通告書は答弁を書き込んだりするので、紙の方が良い。</p> <p>3月議会の市長の施政方針は後々手元において見返したりするので冊子の方が良い。</p>
<p>メリットは感じられない。</p>
<p>設問がタブレット導入のメリットとなっており、設問に問題あり。ペーパーレス化によるメリットは、わずかですが、ゴミとなる用紙が減ったこと。</p>
<p>①～③についてはむしろその反対である。タブレットを有効に使いこなしてきていないのが実情。唯一④はそう言える。</p>
<p>メリットとしては視察などで活用できる点。</p> <p>デメリットとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問資料は紙の方が見やすい（特にA3とかB4サイズの場合は字が小さくなる）し、資料に書き込みをする上でも紙の方が便利である。 ・施政方針については、年間を通して見る、あるいは数年間保管する場合もあることから、各自が印刷するというのではなく冊子で全員に配布すべき。
<p>特段、感じるメリットはない。</p>
<p>PCでも資料が見れてダウンロードできる。</p>
<p>ペーパーレス化の為にメリットはあると思うが、個人的にはついて行けてない。（すいません、もっと勉強します。）</p>
<p>メリットなし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・不明な事柄を即時検索でき、理解を深めたり質問等に活用できるようになった。 ・調査の上、次回に持ち越しをしないといけないことも即時解決できた。
<p>④の関連ですが、他の委員会を傍聴するときなどは、特に重宝です！</p>

問 2 本会議でのペーパーレス化の実績は別紙（本会議資料のペーパーレス化について）の通りですが、今後のペーパーレス化の進め方についてのご意見を自由にご記載ください。

【 回 答 】

出来るだけスピード感を持って進めて行きたい。

好き嫌い、慣れ不慣れに著しい個人差はあるが、親切的なフォローをしつつ、これが後退しないようにしっかりと進めて行きたい。

また、単なる紙使用量の減量ではなく、これがどのような新しい議員活動の可能性を広げるのか、事例についても分かち合えればと思う。

現在、1回の会議中に同時に2種類以上のPDFファイルを開覧する必要が生じた場合、クイックスイッチの設定方法をマスターできておらず、切り替え操作に手間がかかっている。

また、現在のタブレットではペン（別売り）の読み取りが粗く、会議中にPDFファイルに直接メモを書き込みづらい。

今後さらにペーパーレス化を進めるにあたって、キーボードの持ち込み及びタイピングを可能とするなど、規制緩和が必要と考える。

今後も紙資料はなるべく省き、ペーパーレス化を行っていくべきと考える。

しかし、同時にタブレットの操作が苦手な議員や紙資料の方が見やすいという議員については、印刷の方法などを教える機会を作るべきと考える。

データで配信される書類は、個人向けに紙で配付しない。

データで配信される冊子は、個人向けに紙で配付しない。

慣れるまでの移行期間を、1～2定例会の間、と設定し、その後、全廃する。

・現行の広報広聴特別委員会のみで行われている委員会資料のペーパーレス化を、他委員会でも随時進めること。

・議会側のペーパーレス化が完了すれば、理事者側にも実施の協力を求めていくこと。

・ペーパーレス化については、良好に進んでおり、良いことだと思います。

ただ、票やグラフ、会計報告など、特に全体像を見たいときなどは配慮をお願いしたいと思います。

・タブレットへの資料の掲載から使用までの期間が短く（例えば前夜～翌朝）印刷が間に合わないときがありました。

あとは、引き続き進めて頂いて結構です。

<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままで、後2回の定例会で様子を見る。 ・その中で、問題意識を持って、ペーパーレス化できる資料の抽出を行ってはどうか。
<p>ペーパーレス化は大いに賛成ですが、申し訳ありませんが使用する側の力量が不足し使いこなせていないのが現状だと思います。また資料が多岐にわたると、最初のページに戻り、入りたいページから目的のページまで検索する繰り返しになり、負担に感じました(問1その他と同じになりますが)</p> <p>できれば本会議場にも委員会室にも充電できる体制を整えてほしいです。</p>
<p>ペーパーの良い点もあるので、意見を聞きながら徐々に範囲を広げていく。</p>
<p>ペーパーレス化していくことに賛成であるが、逆にペーパーとして必要な書類についても、議員と行政で検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書き込み機能の充実が必要と考える。
<p>今後のペーパーレス化を推進するには、理事者側にもタブレットを持たせる必要があります。</p>
<p>今は、ペーパーレス化の試行時期であるので、全体の意見を十分につかみ、議会活動がスムーズに進むよう柔軟な対応をとること。</p>
<p>ペーパーレス化の進め方が早すぎる。ペーパーレス化については反対するものではないが、個々人によっては紙の方がいいという人もいる。選択できるようにしてほしい。</p>
<p>急ぐ必要はない。</p>
<p>ペーパーレス化の際には、タブレット内でわかりやすい資料の整理、あるいは検索機能があるなど、使いやすくしてからペーパーレス化すべき。また、議員の個人差もあり、慎重に取り組むべきでしょう。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・もっと慎重にゆっくり進めて欲しい。 ・一旦ペーパーレス化したからといって当局用にペーパーがある資料(たとえば本会議一般質問通告書など)については希望があれば提供してもらいたい。
<p>ペーパーレス化ありきで進めるのではなく、まだしばらくは紙とタブレットを併用するようにした方が良い。</p> <p>当局側もタブレットを導入するなど、同じ環境で当局と相対できるようにした方が良い。</p>

理事者側と共にタブレットを使用しなければペーパーレス化も頭打ちになる気がします。

このまま継続することでよいと思う。

議運が頻繁に開かれるときなど、特に紙の無駄を感じることもあり、改善すべき。
議会内ではないが、各局の計画やプランなどの資料のペーパーレス化も進めるべきです。各担当部局の印刷時間と紙の無駄遣いは、気の毒でさえあります。

■ペーパーレス化進捗一覧

分類	実施状況	NO	文書名(総称含む)	現行運用		
				紙	スマートセッション	サイト・ボックス
本会議 (議場配付)	済	01-01	議事日程	-	●	●
	済	01-02	一般質問・代表質問資料	-	●	●
	済	01-03	発言通告要旨	-	●	●
	済	01-04	議員提出議案	-	●	●
	済	01-05	意見書案	-	●	●
	済	01-06	決議案	-	●	●
	済	01-07	修正案(委員会提出)	-	●	●
	済	01-08	定例会議案(人事案件)	-	●	●
	済	01-09	陳情審査結果報告	-	●	-
	済	01-10	委員名簿(役選)	-	●	-
	済	01-11	中間報告	-	●	●
	済	01-12	施政方針	-	●	●
予算・決算特別 委員会全体会 (議場配付)	済	02-01	予算・決算特別委員会全体会協議事項	-	●	-
	済	02-02	予算・決算特別委員会全体会議事採決順序	-	●	-
	済	02-03	修正案(分科会提出)	-	●	●
常任 委員会		03-01	審査日程	●	●	-
		03-02	審査区分表	●	●	-
		03-03	座席表	●	-	-
		03-04	常任委員会資料(議案)	●	●	●
		03-05	常任委員会資料(所管事務報告)	●	●	●
		03-06	常任委員会資料(施策研究テーマ)	●	●	●
		03-07	修正案(委員提出)	●	●	●
議会運営 委員会		04-01	議会運営委員会資料	●	●	●
広報広聴 特別委員会	済	05-01	広報広聴特別委員会資料	-	●	●
事務連絡文書	済	06-01	請願速報	-	●	-
	済	06-02	陳情速報	-	●	-
	済	06-03	請願訂正通知	-	●	-
	済	06-04	陳情訂正通知	-	●	-
	済	06-05	発言順序一覧	-	●	-
	済	06-06	撮影及び資料配布等予定者一覧	-	●	-
	済	06-07	発言通告要旨速報	-	●	-
	済	06-08	委員会報告書	-	●	-
	済	06-09	請願審査結果報告書	-	●	-
請願・陳情		07-01	請願	●	●	●
		07-02	陳情	●	●	●
議案書 関係	毎	08-01	定例会議案(修正案、人事案件除く)	●	●	●
	随時	08-02	国民保護計画	●	●	●
		08-03	障害福祉推進計画	●	●	●
		08-04	新型インフルエンザ等対策行動計画	●	●	●
議案書 関係 (予算)	随時	09-01	一般特別会計補正予算	●	●	●
		09-02	水道事業会計補正予算・ 工業用水道事業会計補正予算・ 下水道事業会計補正予算	●	●	●
		09-03	病院事業会計補正予算	●	●	●
	6月	09-04	繰越計算書	●	●	●
	3月	09-05	一般特別会計予算	●	●	●
		09-06	一般特別会計予算説明書	●	●	●
		09-07	一般会計歳入歳出予算事項別明細書	●	●	●
		09-08	特別会計歳入歳出予算事項別明細書	●	●	●
		09-09	水道事業会計予算・ 工業用水道事業会計予算・ 下水道事業会計予算	●	●	●
		09-10	水道事業会計予算・ 工業用水道事業会計予算・ 下水道事業会計予算 (予算参考書)	●	●	●
		09-11	病院事業会計予算	●	●	●

分類	実施状況	NO	文書名(総称含む)	現行運用		
				紙	スマートセッション	サイト・ボックス
議案書関係 (決算)	9月	10-01	歳入歳出決算書	●	●	●
		10-02	水道事業会計決算書・ 工業用水道事業会計決算書・ 下水道事業会計決算書	●	●	●
		10-03	水道事業会計予算・ 工業用水道事業会計予算・ 下水道事業会計予算 (決算参考書)	●	●	●
		10-04	病院事業会計決算書	●	●	●
		10-05	決算に係る主要な施策の成果等説明書	●	●	●
		10-06	財産に関する調書	●	●	●
		10-07	公有財産明細書	●	●	●
		10-08	補助金一覧表	●	●	●
		10-09	事務事業結果報告書	●	●	●
		10-10	施策評価報告書	●	●	●
		10-11	教育年報	●	●	●
議案書関係 (監査)	毎	11-01	現金出納検査報告書	●	●	●
	6.9.12月	11-02	監査報告書	●	●	●
	9月	11-03	公営企業会計決算審査意見書・ 公営企業会計経営健全化審査意見書	●	●	●
		11-04	一般会計・特別会計決算及び 基金運用状況審査意見書	●	●	●
		11-05	財政健全化等審査意見書	●	●	●
3月	11-06	包括外部監査の結果報告書	●	●	●	
各種刊行物 (議会関係)		12-01	西宮市議会例規集	●	-	●
		12-02	申合せ・慣例集	●	-	●
		12-03	事例集	●	-	●
		12-04	市政の概要	●	-	●
		12-05	政務活動費の運用に関する手引き	●	-	●
		12-06	常任委員会運営ガイドライン	●	-	●
		12-07	本会議録	●	-	-
各種刊行物 (当局関係)		13-01	市民意識調査報告書、選挙の記録、統計書、 地域防災計画 など	●	-	●

※議会で配付している主なものを挙げています。

【市区】 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の議決状況

平成29年4月7日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	議決 市区数	議決市区名
北海道 (35/29)	北海道	35	29	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、砂川、歌志内、登別、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/32)	青森県	10	9	青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	7	石巻、塩竈、気仙沼、角田、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	1	仙北
	山形県	13	9	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、南陽
福島県	13	5	福島、いわき、白河、喜多方、伊達	
北信越 (69/28)	新潟県	20	5	長岡、上越、柏崎、阿賀野、魚沼
	富山県	10	0	
	石川県	11	9	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、白山、能美、野々市
	福井県	9	4	福井、越前、大野、勝山
	長野県	19	10	松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、千曲
関東 (216/64)	東京都	49	5	八王子、府中、町田、北、荒川
	神奈川県	19	3	横浜、川崎、相模原
	山梨県	13	4	韮崎、北杜、上野原、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	9	宇都宮、足利、栃木、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	0	
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ	
東海 (96/27)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	14	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、西尾、江南、稲沢、東海、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	5	四日市、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	6	大垣、中津川、瑞浪、恵那、瑞穂、海津
近畿 (111/20)	大阪府	33	2	吹田、門真
	京都府	15	4	舞鶴、綾部、宮津、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
和歌山県	9	1	和歌山	
中国 (54/26)	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	2	松江、安来
	岡山県	15	7	岡山、津山、笠岡、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	8	尾道、呉、三次、庄原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
	山口県	13	7	下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
四国 (38/22)	徳島県	8	2	徳島、阿波
	香川県	8	5	高松、坂出、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
九州 (118/66)	福岡県	28	5	飯塚、行橋、中間、糸島、古賀
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	9	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、雲仙、南島原
	熊本県	14	12	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	10	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、豊後大野、由布
	宮崎県	9	3	宮崎、日向、串間
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
沖縄県	11	6	那覇、石垣、宜野湾、名護、うるま、南城	
合計		814	314	

地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書の可決状況（平成29年3月23日現在）

都道府県	可決年月日	意見書名
北海道	H28.10.7	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
青森		
岩手	H28.11.11	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
秋田	H28.10.6	地方議会議員の厚生年金加入の実現を求める意見書
宮城	H28.10.14	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
山形	H28.9.29	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
福島	H28.10.13	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
東京		
神奈川		
千葉		
茨城	H28.9.30	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
栃木	H28.10.13	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
埼玉		
群馬	H28.10.12	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
山梨	H28.12.19	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
長野		
新潟		
愛知	H28.10.14	地方議会議員の厚生年金への加入についての意見書
三重		
静岡		
岐阜	H29.3.23	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
富山		
石川	H28.9.29	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
福井	H28.12.20	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
京都		
大阪		
兵庫		
奈良		
和歌山	H28.9.28	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
滋賀	H28.10.13	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
広島	H28.10.5	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
岡山	H28.3.18	地方議会議員の新たな年金制度の実現を求める意見書
鳥取	H28.10.12	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
島根	H28.9.28	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
山口	H28.10.7	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
香川	H29.3.21	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
徳島	H28.10.24	地方議会議員の厚生年金加入のための法整備の実現を求める意見書
高知	H28.10.19	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
愛媛	H28.10.6	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
福岡		
大分	H28.9.27	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
佐賀	H28.12.20	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
長崎	H28.10.6	地方議会議員の年金制度に関する意見書
宮崎	H28.12.13	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
熊本		
鹿児島	H28.10.7	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
沖縄	H28.10.13	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

計 31 道県

【町村】

地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況

〔参考〕

平成29年4月7日現在

	町村	
	総数	採択済
北海道	144	127
青森県	30	21
岩手県	19	16
宮城県	21	15
秋田県	12	10
山形県	22	21
福島県	46	34
茨城県	12	11
栃木県	11	7
群馬県	23	21
埼玉県	23	5
千葉県	17	12
東京都	13	7
神奈川県	14	3
新潟県	10	8
富山県	5	5
石川県	8	8
福井県	8	4
山梨県	14	14
長野県	58	42
岐阜県	21	11
静岡県	12	3
愛知県	16	3
三重県	15	13
滋賀県	6	0
京都府	11	5
大阪府	10	2
兵庫県	12	3
奈良県	27	14
和歌山県	21	7
鳥取県	15	9
島根県	11	11
岡山県	12	12
広島県	9	7
山口県	6	4
徳島県	16	9
香川県	9	3
愛媛県	9	4
高知県	23	17
福岡県	32	29
佐賀県	10	10
長崎県	8	7
熊本県	31	26
大分県	4	4
宮崎県	17	16
鹿児島県	24	23
沖縄県	30	28
合計	927	671